

江東区特別職報酬等審議会会議記録

会議名	江東区特別職報酬等審議会（第1回）		
開催日時	平成27年1月14日（水）午後2時00分～午後3時11分		
開催場所	江東区文化センター6階 第4会議室		
議題	特別職の報酬及び給料の額の適否について		
会議進行の概要	1 開会（総務部長） 2 区長挨拶（江東区長） 3 委員の紹介（総務部長） 4 区職員の紹介（総務部長） 5 会長の互選（総務部長の進行により中村委員を互選） 6 中村会長就任・挨拶 7 会長職務代理者の指名（中村会長が石島委員を指名） 8 諮問（区長が中村会長に諮問書を交付） 9 配付資料の説明（総務課長） 10 審議（中村会長の進行により意見交換） 11 審議日程について（同上） 12 閉会（中村会長）		
出席者	会 長            中村 浩紹 会長職務代理者 石島 龍治 委 員            網代 良太郎 〃        天野 幸子 〃        金田 恵美子	委 員            小泉 明 〃        服部 隆志 〃        古澤 美和 〃        松土 英男 〃        松本 光史	
	江東区長    山崎 孝明（諮問後、退席） 事務局      総務部長      海老澤 孝史 総務課長      鈴木 亨 総務係長      野沢 充 総務担当係長 鳥谷部 森夫 総務係        菅井 千恵子		
欠席者	なし		

配付資料	<p>1 特別職報酬等審議会諮問文  2 江東区特別職報酬等審議会委員名簿  3 江東区特別職報酬等審議会条例（写）  4 江東区長及び副区長の給料等に関する条例（写）  5 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（写）  6 23区特別職報酬等月額一覧  7 23区の人口と世帯一覧  8 副区長と一般職最高号給との比較  9 特別区職員の給与に関する報告及び勧告の概要について（平成26年）  （参考）  平成26年度特別職の報酬等の改定状況  平成25年度江東区特別職報酬等審議会答申（写）</p>
審議状況 (1)経過	<p>今回の審議会は初会合であり、総務部長の進行のもとに審議会設置の趣旨、委員の紹介の後、会長の互選、職務代理者の指名を行い、区長が特別職の報酬及び給料の額の適否について諮問を行った。</p> <p>今回は、審議会の運営方法を決定し、関係条例の説明、特別職の報酬等の考え方、一般職と特別職の比較、他区の報酬額等について事務局より説明を行った。</p> <p>その後、次のような審議のやりとりがあった。</p>
<p>会 長 事務局 会 長 事務局 会 長 事務局 会 長 事務局 委 員 事務局 会 長 事務局</p>	<p>現在の報酬は、据え置きが続いていたということか。</p> <p>職員は15年ぶりのアップ、特別職は18年据え置きかマイナスである。</p> <p>今までの勧告もずっと引き下げだったのか。</p> <p>平成14年以降はマイナス勧告が続いているが、それ以前はアップの勧告もあった。</p> <p>本年度の一般職の勧告は、久しぶりのアップということによいか。</p> <p>資料6を見ると既に改定しているところもあるようだが。</p> <p>半分以上の区が審議会を終了して、そのうち半分くらいが月例給と期末手当をアップしている。残りの半分はどちらかをアップ、全くの据え置きは1区か2区くらいである。</p> <p>北区の適用時期が27年4月1日ということは、これから改定するということか。</p> <p>審議会で、改定の時期を27年4月1日と定めたということである。早いところは、26年の第4回定例会で条例改正して、既に改定している。改定の時期等やり方については、それぞれの区によって違う。</p> <p>適用が平成7年とか8年という区は、何の変化も無いということか。審議会も開催していないのか。</p> <p>審議会は開催しているが、額は据え置きにしているということである。</p> <p>期末手当の支給の割合の考え方はどうなのか。</p> <p>今年度については、職員の給料は4月に遡って0.20%引き上げられ、期末手当は、12月に0.25月を上乗せして支給している。ただし、来年度については、0.25月を半分にして6月と12月に各0.125月を上乗せする。</p>

会 長	職員については、給料も手当も本年度既に改定されているが、特別職については、未だ改定されていないということか。
事務局	特別職については、この審議会で改定の答申がなされた場合に、条例の改正を区議会に提案する。
会 長	改定についての委員の皆様の見聞を聞きたいと思う。
委 員	据え置きなのか、引き上げるのかのどちらかになると思うが、いかがか。人口も50万人になり、オリンピック・パラリンピックの開催地としても注目度の高い区になっている。特別職の報酬もそれなりの増額があつていいのではないかと思う。
委 員	従来考え方は、民間との格差で踏襲してきているので、勧告通りでいいのではないか。
委 員	景気は緩やかに回復している。オリンピックに向けて忙しくなるし、士気を高めるためにも前向きに考えて勧告率と同じ改定としてはどうか。
委 員	正直、判断が難しい。中小企業は、まだまだ厳しい状況にあるとは思いますが、引き上げには賛成。勧告プラスアルファの引き上げでもよいのではないかと思う。区長は区民の命を預かるという職責を担っているのだから、上げて欲しい。
委 員	判断は難しい。景気は良くなったという話もあるが、大企業は恩恵を受けているが、他はまだまだのところもある。ただし、オリンピックもあるし、給料アップも士気を高めるためには必要なのではと思う。ただ、世間の風潮もよく鑑みて、上げる必要がある。景気がいいのも一部だけだと思う。
委 員	昨年は、勧告がマイナスとなり、一般職員の給料が下がったのに、特別職が上がるのはどうかと申し上げた。今回は、一般職員もアップなので、特別職も勧告に基づいてアップするのが妥当なのではないだろうか。
委 員	18年据え置きかマイナスだったのだし、職員が上がったのなら、特別職もアップでいいと思う。
委 員	勧告を尊重して、引き上げてもいいと思う。
委 員	以前審議会へ出席した時に、区長の職責からして、職員が下がったとしても、区長は下げる必要はないと申し上げた。今回は、勧告の数字を最低として、それ以上上げるのがいいと思う。
会 長	それでは、皆様の意見は、報酬額の引き上げということでもいいか。
委 員	(異議なし)
会 長	事務局の方から具体的な改定案についての考え方を示してもらいたい。
事務局	事務局から、ただいまのご意見の勧告に基づいた改定案をお示しします。 (資料の説明)
会 長	既に職員は、給料も手当も26年度で改定が済んでいる。 特別職については、事務局案では、手当の改定は今年度3月支給に間に合うということである。給料の改定実施時期について、考え方を示してもらいたい。
事務局	特別職の報酬及び給料月額改定は、次年度の4月から実施しているのが今までの慣例である。手当は、直近から改定するという考えである。
委 員	これが従来やり方ということなのか。
事務局	そうである。今までの慣例からすると、26年度は期末手当は改定する。報酬及び給料月額については、来年度から改定するということである。 26年度は、報酬及び給料月額は改定しないで期末手当のみ実施、27年度は、報酬及び給料月額を改定し、期末手当も実施するということである。

	<p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>会 長</p>	<p>それでは、報酬については、勧告通り0.2%増を平成27年4月から実施、        期末手当は年間0.25月増を今年度実施するということでよいか。</p> <p>(全員了承)</p> <p>それでは、意見がまとまりましたので、そのように答申いたします。慎重な        ご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>次回は答申となるが、日程等についてはどうなっているか。</p> <p>次回の審議会は、1月21日(水)午後2時より、防災センター4階災害対        策本部室で開催いたしたい。</p> <p>具体的な答申の文案は会長に一任いただき、事務局で作成することといたし        たいが、よろしいか。</p> <p>(全員了承)</p> <p>時間の制約等もあるため、なるべく早く委員の皆様へ答申文案をお送りす        る。何かお気づきの点があれば、事前に事務局へ連絡願いたい。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれで終了する。</p>
(2) 結論	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>報酬等審議会条例に基づき、会長として中村浩紹委員を互選</p> <p>会長職務代理者として、会長が石島龍治委員を指名</p> <p>審議の運営方法        審議会については、委員の自由活発な発言を保証するという観点から非公開とし、        審議経過と結論の概要を内容とする会議記録を事務局において作成し、公開の対象と        する。</p> <p>結 論        特別職の報酬及び給料月額については、0.20%引き上げ、期末手当については、        0.25月引き上げる。        改定時期は、平成27年4月1日とする。ただし、期末手当は平成27年3月支給        分からとする。</p> <p>審議日程        次回、1月21日(水)午後2時から審議会を開催し、答申文案の検討を行った後、        区長に答申する。</p>